

厚木市行政財産の目的外使用に係る使用料等の事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市行政財産の目的外使用に係る使用料条例（昭和56年厚木市条例第25号。以下「条例」という。）及び厚木市市有財産規則（昭和56年厚木市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、行政財産の目的外使用に係る使用料等の事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 土地の財産台帳価額 次のいずれかの価額をいう。

ア 近傍類似地の1平方メートル当たりの固定資産税評価単価を100分の70で除した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に土地の全面積を乗じた価額（当該土地が市街化調整区域内の田、畑、山林又は原野である場合にあつては、近傍類似地の1平方メートル当たりの固定資産税評価単価に土地の全面積を乗じた価額）

イ 土地取得額（当該額によることが適当でないと認められるものにあつては、適正な時価により評定した価額）

ウ 不動産鑑定評価額等により算出した適正な価額

(2) 建物の財産台帳価額 次のいずれかの価額をいう。

ア 建物取得額（当該額によることが適当でないと認められるものにあつては、適正な時価により評定した価額）

イ 不動産鑑定評価額等により算出した適正な価額

(使用料の基準額)

第3条 条例第2条に定める使用料の基準額は、次の算式により算定する。

$$\text{基準額} = \frac{\text{土地の財産台帳価額又は建物の財産台帳価額}}{\text{土地の全面積又は建物の全面積}} \times \text{使用許可面積}$$

2 前項に規定する算式の端数処理は、次のとおりとする。

(1) 土地若しくは建物の財産台帳価額又は基準額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 土地、建物等の面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

(使用料の額)

第4条 条例第3条に定める使用料の額は、次の各号に掲げる区分により当該各号に定めるところにより算定した額とする。

(1) 土地（次号に規定するものを除く。）

$$\text{土地の基準額} \times \frac{4}{100} \times \frac{\text{使用許可日数}}{365}$$

(2) 電柱、電線、変圧塔、水管、下水道管、ガス管、その他これらに類する工作物を設置する土地。厚木市道路占用料条例（昭和50年厚木市条例第23号。以下「占用料条例」という。）別表に定める額

(3) 建物（次号から第6号までに掲げるものを除く。）

$$\begin{aligned} & \text{使用許可部分} \\ & \text{に相当する} \\ & \text{土地 (A)} \\ & = \frac{\text{建物面積に相当する土地(建築面積)}}{\text{建物の全面積(延床面積)}} \times \text{使用許可面積} \\ & (\text{建物の基準額} \times \frac{6}{100} + \frac{\text{土地の財産}}{\text{台帳価額}} \times \frac{(A)}{\text{土地の全面積}} \times \frac{4}{100}) \times \frac{\text{使用許可日数}}{365} \end{aligned}$$

(4) 区分所有に係る建物

$$\begin{aligned} & \text{使用許可部分} \\ & \text{に相当する} \\ & \text{土地 (A)} \\ & = \frac{\text{建物面積} \times \text{土地の持分割合}}{\text{延床面積}} \times \text{使用許可面積} \\ & (\text{建物の基準額} \times \frac{6}{100} + \frac{\text{土地の財産}}{\text{台帳価額}} \times \frac{(A)}{\text{土地の全面積}} \times \frac{4}{100}) \times \frac{\text{使用許可日数}}{365} \end{aligned}$$

(5) 地上権を有する土地の上にある建物

$$(\text{建物の基準額} \times \frac{6}{100} + \frac{\text{地上権価額}}{\text{延床面積}} \times \frac{5}{100}) \times \frac{\text{使用許可日数}}{365}$$

(6) 借地上の建物

$$(\text{建物の基準額} \times \frac{6}{100} + \frac{\text{賃借地代に相当する額}}{\text{土地の全面積}} \times \frac{\text{建築面積}}{\text{延床面積}} \times \frac{\text{使用許可面積}}{\text{延床面積}}) \times \frac{\text{使用許可日数}}{365}$$

(7) ジュース等の自動販売機の設置

1台につき1年 13,000円

2 前項各号（第1号、第2号及び第7号を除く。）に規定する算式の端数処理は、次のとおりとする。

(1) 土地の財産台帳価額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 土地、建物等の面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

(使用料の徴収)

第5条 使用料の徴収は、納入通知書により行い、行政財産使用許可書の交付と同時に行うものとする。ただし、特別の事由がある場合は、使用開始日の属する月の末日を納期限とする。

(使用料の減免)

第6条 条例第5条第1号から第3号までに規定する使用料の減額率は、100/100とする。

2 条例第5条第4号に規定する市長が必要と認めるときとは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、使用料の減額率は次のとおりとする。

(1) 厚木市職員厚生会若しくはその委託を受けたもの又は公共的団体等が、職員その他市有財産を利用する者のために設置する食堂、売店その他の福利厚生施設で、販売価格又は利用料金等を市が規制している場合 100/100

(2) 厚木市広告掲載要綱に基づき、広告掲載料を徴収する場合 100/100

(3) 厚木市職員厚生会、厚木市職員組合の事務及び指定金融機関の公金取扱業務に供する場合並びに報道機関の記者控室として使用する場合（最小限度の広さに限る。）

100/100

(4) 公の学術調査研究、公の施策等の宣伝普及その他の公共の目的のために行われる事業の用に供するもので、利用料金を徴さない場合 100/100

(5) 公の学術調査研究、公の施策等の宣伝普及その他の公共の目的のために行われる事業の用に供するもので、実費又は低額な料金を徴収する場合 50/100

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市有財産の効率的利用の助長若しくは促進又は市の事務若しくは事業の推進に資する場合 10/100から100/100まで

3 前2項の規定にかかわらず、第4条第1項第2号の使用料の減免は、占用料条例第5条の規定を準用する。

(使用料の還付)

第7条 条例第6条ただし書の規定による使用料の還付は、既納の使用料から既に使用した期間に対応する使用料を減じた額とする。

(光熱水費等の負担)

第8条 規則第22条ただし書の規定を適用する場合は、使用者からの申出に基づき、市が行う事務事業との関連の深さを判断し、決定するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 63 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 厚木市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の事務取扱いに関する要領（昭和 60 年 4 月 1 日施行。以下「旧要領」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日前に旧要領の規定に基づいて行われた使用の許可に係る昭和 63 年度分の使用料については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 2 月 1 日から施行し、平成 20 年度分の使用料から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。